

# 四国中央市スポーツ少年団規程

## 第 1 章 総 則

(規程の趣旨)

第 1 条 この規定は、四国中央市スポーツ少年団（以下「本団」という。）の組織及び運営等に関することを定める。

(設置及び組織)

第 2 条 本団は、日本スポーツ少年団及び愛媛県スポーツ少年団の下部組織として設置し、種目部会に所属する単位団（四国中央市スポーツ少年団内規に定める。）をもって組織する。

(目 的)

第 3 条 本団は、スポーツを通じて青少年の心身を鍛錬し自信と積極性をもたせるため市内のスポーツ少年団を育成することを目的とする。

## 第 2 章 事 業

(事 業)

第 4 条 本団は、第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の登録
- (2) スポーツ少年団指導者の育成と組織化
- (3) スポーツテスト及びその他全市的事業の実施
- (4) 市外スポーツ少年団との交流
- (5) 少年のスポーツに関する調査研究
- (6) 機関紙等刊行物の発行
- (7) 関係団体との連絡調整
- (8) その他第 3 条の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 本 部

(本部の構成)

第 5 条 本団は、次の構成員による四国中央市スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）を置く。

- (1) 役 員（第 6 条に規定）
- (2) 評 議 員（第 11 条に規定）
- (3) 四国中央市スポーツ協会（事務担当者等）
- (4) 専門委員会（必要に応じて設置）

(役員)

第6条 本部の役員は、以下のとおりとする。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 3名以内
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 2名
- (5) 理事 12名
- (6) 監事 2名
- (7) 顧問・相談役 若干名

(役員を選出)

第7条 各種目部会より、指導者代表1名・保護者代表1名計2名の理事を選出し役員を構成する。但し、ソフトボール部会、及び柔道部会は指導者、保護者問わず1名の選出とする。

- (1) 軟式野球部会
- (2) ミニバスケットボール部会
- (3) 剣道部会
- (4) ソフトボール部会
- (5) バレーボール部会
- (6) サッカー部会
- (7) 柔道部会

第8条 本部長、副本部長、理事長、副理事長、監事、顧問及び相談役は、第7条の理事が推薦し総会において承認を得る。

第9条 理事における役員の推薦は学識経験者を採用することができるものとする。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 本部長は、本部を代表し会務を統括する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、本部長をあらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、または代行する。
- (3) 理事長は、本部長、副本部長を含めた理事会を構成し、会務を処理執行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を代理し、または代行する。
- (5) 監事は、本部会計を監査する。
- (6) 顧問及び相談役は、本部の重要事項につき本部長の諮問に応じる。

(評議員)

第11条 本団に登録したスポーツ少年団は、1名の評議員を選出し総会に出席する。

(役員及び評議員の任期)

第12条 役員及び評議員の任期は2箇年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員及び評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第 4 章 会 議

(総 会)

第 1 3 条 総会は、本部の構成員により開催する。

- 2 総会は、評議員の過半数の出席（委任状含む）で成立し、議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長がこれを決める。
- 3 総会は、本部の事業計画、収支予算及び事業報告、収支決算並びにその他必要事項を審議決定する

第 1 4 条 本部理事会は、評議員を除く本部の構成員により開催する。

- 2 本部理事会は、本部長、副本部長、理事長、副理事長及び理事の過半数の出席（委任を認む）で成立し、議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長がこれを決める。
- 3 本部理事会は、総会の付託事項及びスポーツ少年団の団務を議決し、執行する。
- 4 重要かつ緊急を要するため総会に付議することが困難な場合は、本部理事会で決定することができる。この場合は、直次の総会に報告するものとする。

## 第 5 章 会 計

(会 計)

第 1 5 条 本部の会計は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

第 1 6 条 会費は団員一人当たり、1 ヶ年 1 0 0 円とし、毎年 4 月に納入するものとする。

- 2 年度途中の加入については随時納入するものとする。

第 1 7 条 本部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

## 第 6 章 事 務 局

(事務局)

第 1 8 条 本部の事務局は、四国中央市スポーツ協会におく。

## 第 7 章 補 則

(委 任)

第 1 9 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が本部理事会の議決を経て別に定める。

## 第 8 章 賞 罰

### (賞 罰)

第 20 条 本団の目的に沿って功績のあったものを表彰する。

2 表彰は、表彰状の授与及び記念品の贈呈を以て行う。

第 21 条 本団の目的に反する行為があった指導者（監督・コーチ・認定指導者等）を懲戒する。

2 懲戒の種類は以下3つとし、その軽重にしたがって行う。

(1) 厳重注意処分 本部長宛の始末書を取り、将来を戒める。

(2) 出場停止処分 本団主催の大会及び愛媛県スポーツ少年団主催大会の出場停止。  
(180日以上)

(3) 除名処分 本団スポーツ少年団から永久除名処分とする。

3 同条第2項1号から3号の懲戒について決定機関は本部理事会とする。

(1) 処分決定について愛媛県スポーツ少年団の意見を聞くことができる

4 同条第2項1号から3号の処分を行った場合は必要に応じ愛媛県スポーツ少年団を通じて日本スポーツ少年団に報告するものとする。

### 附 則

この規定は、平成16年4月1日より施行する。

この規定は、平成18年4月1日より施行する。

この規定は、平成23年4月1日より施行する。

この規定は、平成24年4月1日より施行する。

この規定は、平成31年4月1日より施行する。

この規定は、令和5年4月1日より施行する。